



熊本県公報

目次

保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	二
告示		二
"		二
"		二
"		三
"		三
"		三
"		三
"		四
"		四
"		四
"		五
"		五
"		五
"		六
"		六
"		七
"		七
"		七
"		八
"		八
"		八
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	八
指定居宅サービス事業所の指定	"	八
熊本都市計画下水道の変更	(都市計画課)	八

熊本都市計画道路の変更

確認申請書の提出経由の指定の廃止

道路の区域変更

"

"

道路の供用開始

公告

換地処分

換地計画の決定

大規模小売店舗立地法に基づく届出

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見

"

大規模小売店舗立地法に基づく届出

道路位置の指定

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

登載依頼

道路の改築

告示

告示

(都市計画課) 九

(建築課) 九

(道路維持課) 九

" 九

" 九

" 九

" 九

(農地建設課) 一〇

" 一〇

" 一〇

(商工政策課) 一〇

" 一〇

" 一〇

" 一〇

(建築課) 一一

" 一一

(県民生活総室) 一一

" 一一

(熊本県道路公社) 一一

" 一一

熊本県告示第千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷義子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町大字北坂梨字浦久保八九一の三、八九一の五、八九一の九
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字浦久保八九一の三・八九一の五・八九一の九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに一の宮町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第千二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町通字北山二七九六の三、二七九六の四、大字中通字北山二七九六の四三(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北山二七九六の三・二七九六の四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二七九六の四三
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに一の宮町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第千二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字西湯浦字掛橋八八四の二二〇・字松尾一四五二の八八五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第千二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字石字上寺ノ上七五六の一、七五七、七五八の一、七五九の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上寺ノ上七五六の一、七五七(次の図に示す部分に限る。)、七五八の一、七五九の一(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字逢四郎五五五七、五五五九の一から五五五九の三まで、字浄念五五七八の九、字モミキ五五四五の四八、字湯田山五五三〇の四六、五五三〇の四九、五五三〇の五〇、五五三〇の五一、五五三〇の五四
 - 四 指定の目的 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡蘇陽町大字白石字古畑一五二の四
 - 二 指定の目的 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字古畑一五二の四（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに蘇陽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡蘇陽町馬見原字鏡山二二六四の一
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鏡山二二六四の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに蘇陽町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字野尻字迫窪七五七、八〇〇、八〇一の二、又八〇三、八一七、八一九の二、八一九の五、八二〇、又八二〇、八二二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字迫窪七五七・八〇〇・八一七・八一九の二・八一九の五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）八二〇、又八二〇、八二二
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字高森字城山三五五の三、三五五の五、三五一六の一、三五一六の二、三五一六の五、三五一六の七
 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字城山三五五の三・三五五の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）三五一六の一、三五一六の二、三五一六の五、三五一六の七

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字色見字長迫三三〇の一、三三一の一、三三一の一の三、三三一の一の二、三三一の四、三三一の五、三三一の六、三三一の八の一、三三一の九から三三一の二一まで、三三二の三、三三二の五、三三二の七、三三二の三六、三三二の四一、三三二の四五から三三二の八八まで、字上長迫三三五〇、三三六一の一、三三六四、三三六九、三三七七

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字長迫三三一四（次の図に示す部分に限る。）三三一五、三三一六の三、三三一九（次の図に示す部分に限る。）三三二〇、三三二二、三三二二の三、三三二五・三三二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）三三二五、三三二五の三、三三二五の四、三三二五の五、三三二五の七、三三二五の八、三三二五の九、三三二五の十、三三二五の十一、三三二五の十二、三三二五の十三、三三二五の十四、三三二五の十五、三三二五の十六、三三二五の十七、三三二五の十八、三三二五の十九、三三二五の二十、三三二五の二十一、三三二五の二十二、三三二五の二十三、三三二五の二十四、三三二五の二十五、三三二五の二十六、三三二五の二十七、三三二五の二十八、三三二五の二十九、三三二五の三十、三三二五の三十一、三三二五の三十二、三三二五の三十三、三三二五の三十四、三三二五の三十五、三三二五の三十六、三三二五の三十七、三三二五の三十八、三三二五の三十九、三三二五の四十、三三二五の四十一、三三二五の四十二、三三二五の四十三、三三二五の四十四、三三二五の四十五、三三二五の四十六、三三二五の四十七、三三二五の四十八、三三二五の四十九、三三二五の五十、三三二五の五十一、三三二五の五十二、三三二五の五十三、三三二五の五十四、三三二五の五十五、三三二五の五十六、三三二五の五十七、三三二五の五十八、三三二五の五十九、三三二五の六十、三三二五の六十一、三三二五の六十二、三三二五の六十三、三三二五の六十四、三三二五の六十五、三三二五の六十六、三三二五の六十七、三三二五の六十八、三三二五の六十九、三三二五の七十、三三二五の七十一、三三二五の七十二、三三二五の七十三、三三二五の七十四、三三二五の七十五、三三二五の七十六、三三二五の七十七、三三二五の七十八、三三二五の七十九、三三二五の八十、三三二五の八十一、三三二五の八十二、三三二五の八十三、三三二五の八十四、三三二五の八十五、三三二五の八十六、三三二五の八十七、三三二五の八十八、三三二五の八十九、三三二五の九十、三三二五の九十一、三三二五の九十二、三三二五の九十三、三三二五の九十四、三三二五の九十五、三三二五の九十六、三三二五の九十七、三三二五の九十八、三三二五の九十九、三三二五の百

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字長迫三三一四（次の図に示す部分に限る。）三三一五、三三一六の三、三三一九（次の図に示す部分に限る。）三三二〇、三三二二、三三二二の三、三三二五・三三二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）三三二五、三三二五の三、三三二五の四、三三二五の五、三三二五の七、三三二五の八、三三二五の九、三三二五の十、三三二五の十一、三三二五の十二、三三二五の十三、三三二五の十四、三三二五の十五、三三二五の十六、三三二五の十七、三三二五の十八、三三二五の十九、三三二五の二十、三三二五の二十一、三三二五の二十二、三三二五の二十三、三三二五の二十四、三三二五の二十五、三三二五の二十六、三三二五の二十七、三三二五の二十八、三三二五の二十九、三三二五の三十、三三二五の三十一、三三二五の三十二、三三二五の三十三、三三二五の三十四、三三二五の三十五、三三二五の三十六、三三二五の三十七、三三二五の三十八、三三二五の三十九、三三二五の四十、三三二五の四十一、三三二五の四十二、三三二五の四十三、三三二五の四十四、三三二五の四十五、三三二五の四十六、三三二五の四十七、三三二五の四十八、三三二五の四十九、三三二五の五十、三三二五の五十一、三三二五の五十二、三三二五の五十三、三三二五の五十四、三三二五の五十五、三三二五の五十六、三三二五の五十七、三三二五の五十八、三三二五の五十九、三三二五の六十、三三二五の六十一、三三二五の六十二、三三二五の六十三、三三二五の六十四、三三二五の六十五、三三二五の六十六、三三二五の六十七、三三二五の六十八、三三二五の六十九、三三二五の七十、三三二五の七十一、三三二五の七十二、三三二五の七十三、三三二五の七十四、三三二五の七十五、三三二五の七十六、三三二五の七十七、三三二五の七十八、三三二五の七十九、三三二五の八十、三三二五の八十一、三三二五の八十二、三三二五の八十三、三三二五の八十四、三三二五の八十五、三三二五の八十六、三三二五の八十七、三三二五の八十八、三三二五の八十九、三三二五の九十、三三二五の九十一、三三二五の九十二、三三二五の九十三、三三二五の九十四、三三二五の九十五、三三二五の九十六、三三二五の九十七、三三二五の九十八、三三二五の九十九、三三二五の百

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡白水村大字白川字千原一四七七、一五〇三の二、一五〇四の一、一五〇八の三

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字千原一四七七、一五〇三の二、一五〇四の一、一五〇八の三

(三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字千原一四七七・一五〇八の三(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。(
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
 - (3) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡白水村大字中松字池ノ窪二二二の九(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 指定の目的 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに白水村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡久木野村大字河陰字夫婦石五二八三の八、五二八三の八三、五二八三の一〇六
 - 二 指定の目的 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに久木野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市二見本町字段ノ浦三〇七九から三〇八六まで、三一一三の一
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - 1) 主伐は、択伐による。
 - 2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市東町字茗荷迫二九五七の三、二九五七の四、二九五八から二九六六まで
- 四、指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字茗荷迫二九五七の四、二九五八(次の図に示す部分に限る。)、二九五九、二九六一(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第千三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市上原田町字下の段七八〇の三、七八一の二、七八七、七八九

(三)(二) 指定の目的 水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字下の段七八一の一(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江甲字上の段一四一、一四二の二、一四七
- 二、指定の目的 水源のかん養

(三)(二) 指定の目的 水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字上の段一四一
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第千三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡上村皆越字椎葉鶴一一四七の四、一一四九

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字椎葉鶴一一四九
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡上村皆越字芋ノ八エ二二五五、一二五九の二、一二六一の一、一二六一の三、一二六三、一二六五
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字芋ノ八エ二二五五・一二六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町黒肥地字上幸坂一〇二四の一、字井谷一〇二一六の七、字本屋敷新四〇
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井谷一〇二一六の七・字本屋敷新四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村岩野字下幸野一九一・一九二の一から一九一の九まで（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）、一九二の一、二〇一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下幸野一九一・一九二の一から一九一の九まで・一九二の一（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇一
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村川辺字新增五五八の三一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新增五五八の三一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社西金物店	株式会社西金物店	平成十三年十二月十一日
球磨郡多良木町多良木五百六十六		

熊本県告示第千三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスステーションせせらぎ	有限会社 せせらぎ	平成十三年十二月十二日
上益城郡甲佐町白旗九百八十六		

熊本県告示第千三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 都市計画の種類
熊本都市計画下水道熊本北部流域下水道
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市山室二丁目、三丁目及び高平三丁目各一部
- 三 都市計画の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 都市計画の種類

熊本市計画道路三・四・二十六号新町戸坂線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市横手一丁目及び三丁目の各一部

三 都市計画の縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第四十一号

昭和五十五年四月二十二日熊本県告示第三百十八号（確認申請書の提出経由の指定）は廃止し、平成十四年一月一日から施行する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間		備考
		前	後	
一般国道 四四五号	球磨郡錦町大字西字打越	七二四番一地先から 同 同 字	七二四番一地先から 同 同 字	廃道 処分
		二〇・〇	二〇・〇	
		二九・〇	二九・〇	
		一九・〇	一九・〇	
		五〇・〇	五〇・〇	
		二三・〇	二三・〇	

二 区域変更する期日 平成十三年十二月二十一日

熊本県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間		備考
		前	後	
一般県道 鹿本 松尾線	鹿本郡鹿本町大字庄字寺田	一五八番一地先から 一一五八番一地先から	一五八番一地先から 一一五八番一地先から	緊道整
		一一・八	一一・八	
		三三・〇	三三・〇	
		二四・〇	二四・〇	
		二二・六	二二・六	
		一一・八	一一・八	
		三三・〇	三三・〇	
		二二・六	二二・六	

二 区域変更する期日 平成十三年十二月二十一日

熊本県告示第千四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員延長		備考
			前	後	
一般 六嘉秋津 新町線	同	熊本市秋津町秋田字古屋敷 三二五二番二地先から 同 字 三〇五一番 地先まで	二二・〇	三〇・〇	備考
			三四・〇	六四・六	
二 区域変更する期日	平成十三年十二月二十一日		三・八	六四・六	交安施
			三七・〇		

二 区域変更する期日 平成十三年十二月二十一日

熊本県告示第千四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	六嘉秋津 新町線	熊本市秋津町秋田字古屋敷 三二五二番二地先から 同 字 三〇五一番 地先まで	六四・六	交安施

二 供用開始する期日 平成十三年十二月二十一日

公 告

熊本県公告第八百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、相良村長矢上雅義から四浦地区田代工区の換地処分をした旨の届出があった。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第八百四十九号

県営山東地区（第一工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に異議を申し立てられたい。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧の期間 平成十三年十二月二十五日から平成十四年一月二十八日まで

二 縦覧の場所 植木町土地改良区事務所

三 縦覧に供する書類の名称

1 換地設計書

2 各筆換地明細書

3 清算金明細書

4 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第八百五十号

大規模小売店舗立地法平成十年法律第九十一号（第六条第一項の規定による届出があったので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添

付書類を縦覧に供する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ブラザ花立

熊本市花立五丁目九一八ほか

- 二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後十二時

変更後 開店時刻午前九時 閉店時刻午後十二時(櫛西紅のみ)

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前十時から午後十二時まで

変更後 午前九時から午後十二時まで

- 三 変更する年月日

平成十三年十二月十一日

- 四 届出年月日

平成十三年十二月十日

- 五 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十二月二十一日から平成十四年四月二十日まで

熊本県公告第八百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二コニコ堂秋津店 熊本市秋津町秋田古屋敷三四四六一二八

- 二 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意をもって必要な措置をと

るよう努めること。

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十二月二十一日から平成十四年一月二十日まで

熊本県公告第八百五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

くらし館国府店 熊本市国府三丁目二八番一八号

- 二 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意をもって必要な措置をとるよう努めること。

- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十二月二十一日から平成十四年一月二十日まで

熊本県公告第八百五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二コニコ堂武蔵ヶ丘店

熊本県熊本市武蔵ヶ丘二丁目二番五一号

- 二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前10時 閉店時刻午後9時
変更後 二十四時間(ニコニコ堂のみ)
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前九時から午後十時まで
変更後 二十四時間(一部駐車場のみ)
- 三 変更する年月日
平成十三年十二月二十日
- 四 変更に係る事項以外の届出事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ニコニコ堂ほか九
 - 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
六、四七一平方メートル
 - 3 駐車場の収容台数
四七八台
 - 4 駐車場の収容台数
二〇〇台
 - 5 荷さばき施設の面積
一〇八平方メートル
 - 6 廃棄物等の保管施設の容量
四〇立方メートル
 - 7 駐車場の自動車の出入口の数
九か所
 - 8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 五 届出年月日
平成十三年十二月十日
- 六 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成十三年十二月二十一日から平成十四年四月二十日まで

熊本県公告第八百五十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路

の位置の指定を次のとおり行った。

- 平成十三年十二月二十一日
- 熊本県知事 潮 谷 義 子
- 一 建造者の住所及び氏名 山鹿市大字山鹿五二六番地の一 柿本至正
山口県徳山市大字徳山五〇九六番地の二 柿本芳男
東京都新宿区西新宿二丁目三番二号 ケイディーディーアイ
株式会社
 - 二 道路の位置 山鹿市大字中市目六八四番四及び同六八四番七
 - 三 道路の幅員 四・〇メートルから四・一〇メートルまで
 - 四 道路の延長 五十九・〇六メートル
 - 五 指定年月日 平成十三年十一月十二日
 - 六 指定番号 鹿本企調第十九号

熊本県公告第八百五十五号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 申請年月日
平成十三年十一月二十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人セールポートルーズ
- 三 代表者の氏名
大橋 満良
- 四 主たる事務所の所在地
熊本県八代市古閑中町千三百六十三番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青少年に対して、海との遊びによって風を知り学び、セーリングを体験して、冒険の素晴らしさと協調性や決断力を養い、肉体と精神の向上に関わる事業を行い、子供の健全育成を図る活動に寄与する事を目的とする。

登 載 依 頼

熊本県道路公社公告第四号

本公社において、次のとおり一般国道の改築工事を実施するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項の規定により公告する。

平成十三年十二月二十一日

熊本県道路公社理事長 黒 田 武 一 郎

一 路線名

一般国道三二四号

二 工事の区間

天草郡松島町今泉字知十から天草郡松島町今泉字遣人まで

三 工事の種類

改築工事

四 工事開始の日

平成十三年十二月二十一日

平成十三年十一月二十一日
熊本市印刷所
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六―二八六―三三二
八社



古紙配合率100%